

議会改革特別委員会報告書

令和7年5月29日中間報告以来、現在までの経過及び結果を次のとおり報告する。

令和7年8月1日

伊東市議会議長 中島弘道様

議会改革特別委員会

委員長 大川勝弘

○経過及び結果

1 令和7年8月1日 委員会

令和6年8月6日の本特別委員会において、大綱質疑の在り方についてを協議事項として決定してから、これまで協議を重ねてきたが、各委員の意見に乖離があり、委員会として意見の集約には至らないと判断したため、前回の委員会において、各委員からの意見を列記して、議長に報告することを決定した。そのため、今回の委員会では各委員から議長に報告するための意見を述べることとした。

各委員からの意見には、大綱質疑の制度を維持し、持ち時間についても現状を維持する案、大綱質疑の制度は維持するものの、持ち時間については、現在、1人当たり20分、会派に所属していない議員などには5分の追加があるものの、持ち時間のみを見直して、1人当たり10分とする案、または、会派に所属していない議員などに与えられている5分の追加を取りやめて、1人当たり20分を厳守する案、大綱質疑の制度を取りやめて、本会議では一問一答方式で議案審議を行い、委員会での審査終了後、総括質疑を実施する案が示された。

(1) 大綱質疑の制度を維持し、持ち時間についても現状を維持する案を示した委員からの提案理由は次のとおりである。

- ・ 本会議において質疑の機会を確保することは不可欠であることから大綱質疑は必要であり、委員会で詳細な審査をする前に全体的な当局の考え方を理解するために大綱質疑は維持するべきである。特に3月定例会において、市長施政方針に対する

質疑は委員会の審査前に行うべき事項である。

- ・ 各常任委員会が3日間での開催に変更されたことから、各議員が全ての委員会に参加することが可能となり、委員長の許可が得られれば発言も可能であることを踏まえ、委員会後に総括質疑を行わなくても議案に対する理解を深めることができる。
- ・ 持ち時間は、過去に1人当たり20分で行っていたが、議員間の協議で会派に所属していない議員などに5分が追加された経緯があることを踏まえ、現状を維持する。

(2) 大綱質疑の制度は維持するものの、持ち時間については、現在、1人当たり20分、会派に所属していない議員などには5分の追加があるものの、持ち時間のみを見直して、1人当たり10分とする案、または、会派に所属していない議員などに与えられている5分の追加を取りやめて、1人当たり20分を厳守する案を示した委員からの提案理由は次のとおりである。

- ・ 大綱質疑の制度は効率的な議会運営を行うために必要であるものの、持ち時間については、会派に所属していない議員などに5分の追加がされているが、5分の追加を取りやめて、全ての議員を平等に扱うべきである。
- ・ 大綱にとどめた質疑をしなければならないが、持ち時間が長いため詳細な質疑となる状況が見受けられるほか、他の会派と質疑が重なることが課題であるため、持ち時間を1人当たり10分に短縮することにより、それらの課題を解決できる。

(3) 大綱質疑の制度を取りやめ、本会議では一問一答方式で議案審議を行い、委員会での審査終了後、総括質疑を実施する案を示した委員からの提案理由は次のとおりである。

- ・ 大会派は質疑における持ち時間が長く、大綱にとどまらない質疑が見受けられており、大綱質疑が形骸化していると感じることから、大綱質疑を廃止して、本会議で回数制限を設けた一問一答形式の質疑、委員会では詳細な審査を行った後、改めて、委員会の審査を踏まえた上で総括質疑を行うことにより、現在より深い審議をする。
- ・ 会派に所属していない議員などは、大会派と比較して大綱質疑の持ち時間が短いため、本会議での審議を一問一答方式に変更することにより、現在よりも充実した質疑を行うことができる。

本特別委員会を令和5年に設置して以来、多くの委員から意見のあった事項から順に協議を行い、令和6年6月定例会からは、常任委員会の同時開催を解消し、同年12月には常任委員会への分割付託の解消を図ったほか、議会ICT化については、別の会議体を設置して協議を進めることとした。しかしながら、議員定数の見直し、大綱質疑の在り方については、これまで協議を重ねたが、意見の集約に至ることができず、議長に報告することとした。このほかにも、少数の委員から提案された協議を行っていない事項はあるものの、協議の俎上にのせる程度に委員の共通認識が培われていないことを考量すると、今後、協議を重ねたとしても意見の集約は困難であることが予想されることから、本特別委員会における協議事項は終了したとして、本特別委員会の活動を終える旨を諮り、異議なく了承されたことから、本報告をもって最終報告とする。

以 上